

許可書（管理人提出用）の提出

次の施設の許可書（管理人提出用）は、施設を使用する3日前までに各施設の管理人へ提出する。必ず使用料を支払ってから提出するものとする。

施 設 名		
浜町体育館	白糸第一体育館	白糸第二体育館
白糸第三体育館	下矢部東部体育館	下矢部西部体育館
中島体育館	中島東部体育館	中島西部体育館
下名連石体育館	御所体育館	御岳第1グラウンド
中島小グラウンド	下矢部西部グラウンド	朝日体育館
小峰体育館	木原谷体育館	長崎体育館
上差尾体育館	二瀬本体育館	橘体育館
長谷体育館	東竹原体育館	矢部小グラウンド
矢部小体育館	矢部中体育館	清和小体育館
蘇陽小体育館	蘇陽南小体育館	潤徳小体育館
二瀬本コミュニティセンター	菅尾コミュニティセンター	

次の施設は、教育委員会を介して各施設へ提出するため、次のとおりとする。

施設名	対応
中央公民館	受付者が教育委員会の文書配布棚を通じて中央公民館へ提出
中央体育館	受付者が教育委員会の文書配布棚を通じて中央公民館へ提出
図書館ホール	受付者が教育委員会の文書配布棚を通じて図書館本館へ提出
清和体育館	受付者が教育委員会清和分室へ逡送
清和山村基幹集落センター	受付者が教育委員会清和分室へ逡送

次の施設は、鍵借用時に管理人に提示する。

施設名	方法
馬見原体育館	管理人に提示
馬見原公民館	管理人に提示
蘇陽林業者等健康増進施設	蘇陽支所日直・宿直に提示
蘇陽中学校体育館	蘇陽支所日直・宿直に提示
蘇陽中学校武道館	蘇陽支所日直・宿直に提示

次の施設は、管理人提出用を必要としない（印刷・交付しない）

施 設 名		
中央グラウンド	御岳第 2 グラウンド	清和グラウンド
朝日西部グラウンド	小峰グラウンド	木原谷グラウンド
馬見原グラウンド	矢部中グラウンド	蘇陽中グラウンド
町営第一弓道場	町営第二弓道場	